

令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）ずわいがに日本海系群A海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和7年4月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① TACの数量は、最新の資源評価結果及び資源管理基本方針別紙2-18に定める漁獲シナリオにより導かれたABCの範囲内で定めるものとされている。
- ② 本特定水産資源のTAC設定に当たっては、以下の考慮事項があると考えている。
 - ・ 令和7管理年度のABC（6,700トン）は、前管理年度のTACの数量（3,700トン）を大幅に上回る。
 - ・ 令和7管理年度のABCの算出に用いられた2025年の予測資源量は、過去20年間の最大値を上回り、漁獲シナリオで用いる漁獲圧力は、現状の漁獲圧力（F2021-2023）の1.57倍である。
 - ・ 最新の資源評価は、2027年以降、ズワイガニの親魚量が急減することを示している。さらに、2025年の予測資源量が過大であった場合、6,700トンの漁獲は獲り過ぎとなり、影響は長期間にわたる。
 - ・ 結果的に将来のTACの大幅な変動が生じるおそれもある。
- ③ 上記事項については、本年6月以降のステークホルダー会合における漁獲シナリオの見直しの議論において検討することとし、令和7管理年度のTACの数量はABCの範囲内かつ最大持続生産量に相当する3,700トンとする。
- ④ なお、この考え方でTACの数量を設定することについては、流通業者及び観光業者を含む関係者会議において説明し、参加者から特段の反対は出なかった。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
 - ア 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に調整係数（ β ：0.8）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）

(3) 令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）のTAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群A海域	3,700 トン

(参考1) 資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：3千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：1.5千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：0.1千トン（最大持続生産量の10%が得られる親魚量）

(参考2) ずわいがに日本海系群A海域TACの推移・漁獲実績

単位：トン

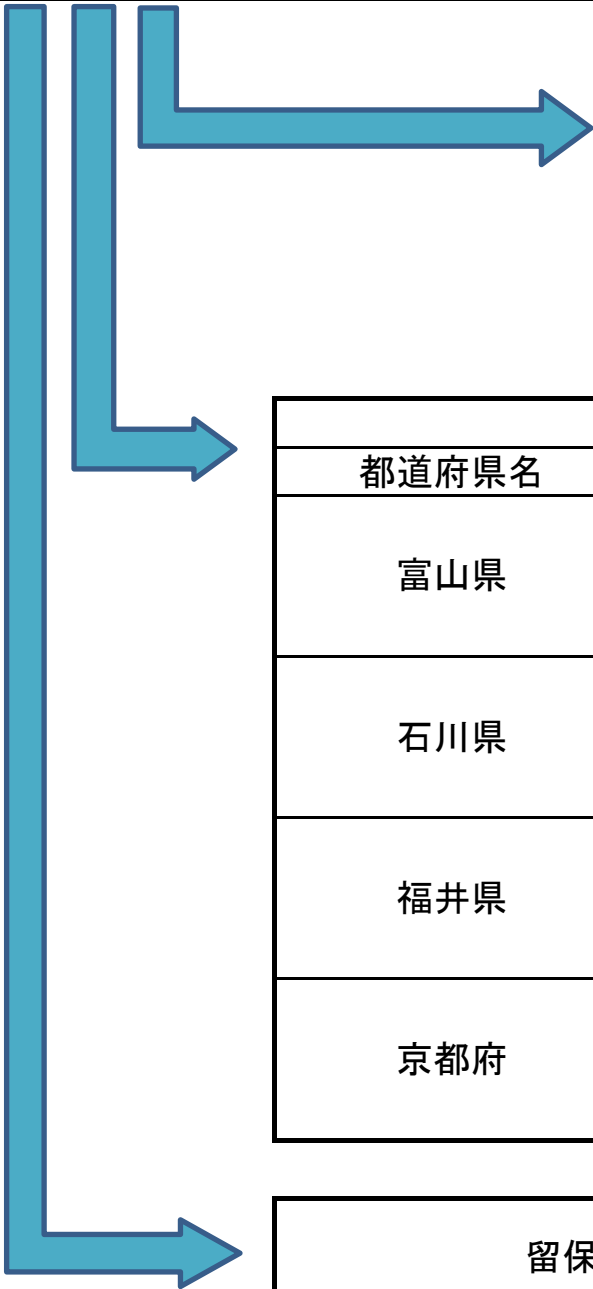
系群（海域）	R7年 （案）	R6年 （2024年）	R5年 （2023年）	R4年 （2022年）	R3年 （2021年）
TAC	3,700	3,700	3,400	2,800	3,000
漁獲実績	—	—	2,020	1,892	1,769

2 配分（案）

- (1) TACの7パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 不足が生じた場合は留保から配分する。

令和7管理年度ずわいがに日本海系群A海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群A海域	3,700



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	2,672

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	47	島根県については、現行水準とする。
石川県	397	
福井県	294	
京都府	30	

留保(トン)	260
--------	-----